

河南町避難行動要支援者避難行動支援プラン

平成23年3月

(平成24年4月一部改正)

(平成26年5月一部改正)

河 南 町

目次

第1章 基本的な考え方	1
1. 趣旨	1
2. 位置づけ	1
3. 構成	1
4. 避難支援体制の整備方針	2
5. 推進体制	3
6. 関係機関等の役割	4
第2章 要支援者情報の把握・共有、個別計画の作成	8
1. 避難行動要支援者名簿の作成	8
2. 避難支援者への情報提供同意書の作成	10
3. 個別計画の策定方法	10
4. 避難行動要支援者名簿の提供、管理	11
5. 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用	11
第3章 避難誘導・安否確認体制の整備	12
1. 避難支援の実施体制	12
2. 情報伝達体制の整備	13
3. 要支援者の避難支援方法等の普及	14
4. 避難支援訓練の実施	14
5. 安否確認情報の収集体制	14
第4章 避難所等における支援体制	15
1. 避難所等における要支援者支援体制	15
2. 福祉避難所	15
〔用語の説明〕	16
様式1号 避難行動要支援者名簿	18
様式2号 避難支援者への情報提供同意書	19
様式3号 個別計画	20
様式3-1号 個別計画付表	21
様式4号 誓約書	23

第1章 基本的な考え方

1. 趣 旨

災害時要援護者対策については、これまで「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成18年3月）として市町村に対し、国からその取組が示され、河南町（以下「町という。）では、災害時に支援を要する災害時要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため、平常時から要援護者に関する情報の把握、防災情報の伝達手段・伝達体制の整備及び避難誘導等の支援体制を確立することを目的に「河南町災害時要援護者避難支援プラン」を平成23年3月に策定した。しかし、平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上り、他方、消防職員・消防団員の死者・行方不明者は281名、民生委員の死者・行方不明者は56名にのぼるなど、多数の支援者も犠牲となった。こうした東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付けるなどし、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」として改定された。この改定を受け、町では、「河南町災害時要援護者避難支援プラン」を「河南町避難行動要支援者避難行動支援プラン」（以下「避難行動支援プラン」という。）として改定し、災害発生時に多くの避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するものである。

2. 位置づけ

避難行動支援プランは、河南町地域防災計画の避難行動要支援者（以下「要支援者」（※1用語の説明）という。）の被災状況の把握に関する事項を具体化したものとする。

3. 構成

避難行動支援プランは、要支援者の避難支援に関する「全体的な考え方の全体計画」と「要支援者一人ひとりに対する避難支援の個別計画」で構成するが、個別計画については、個々の要支援者の状況（身体的状況や居住地、災害種別等）を勘案して記述・作成するこ

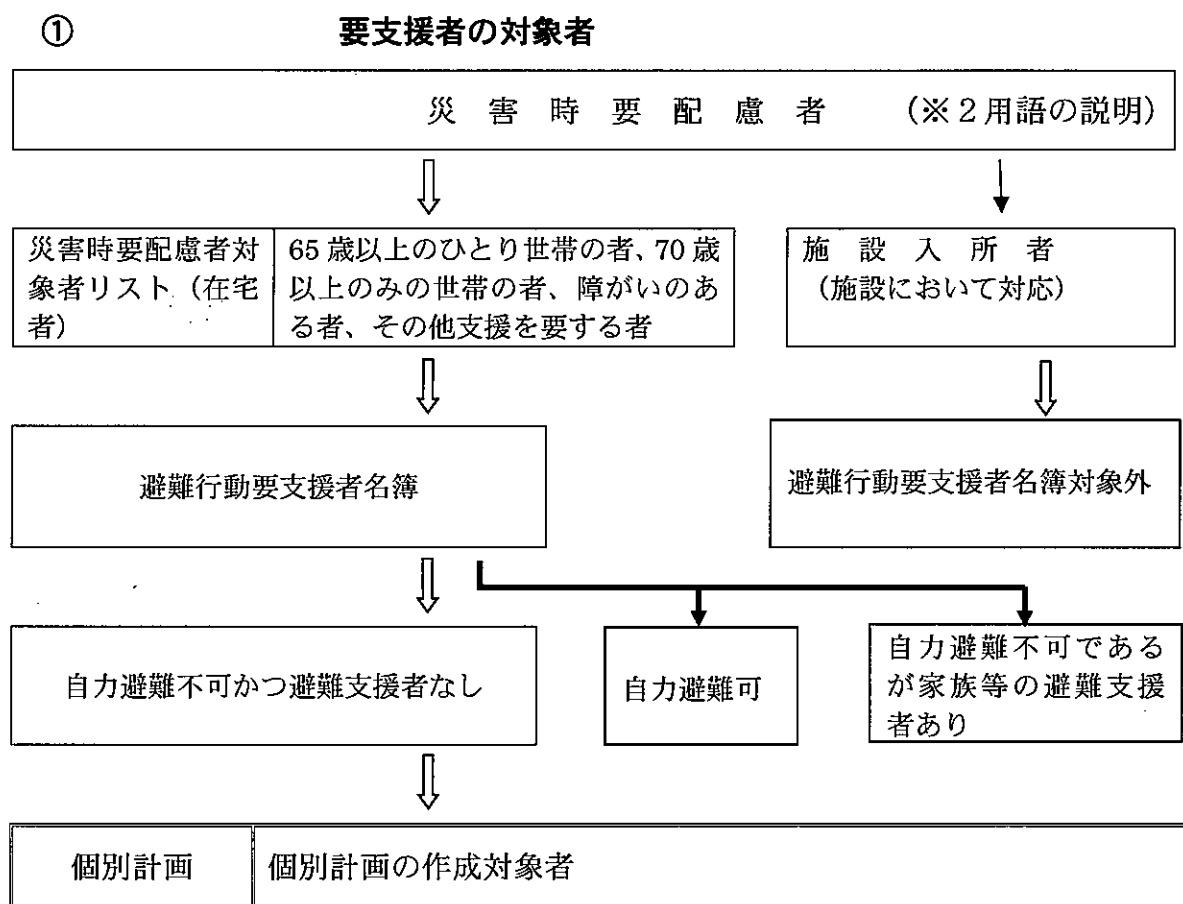
ととなるため、本計画には個別計画において必要な基本情報項目を例示するのみとする。

4. 避難支援体制の整備方針

(1) 対象者・方針

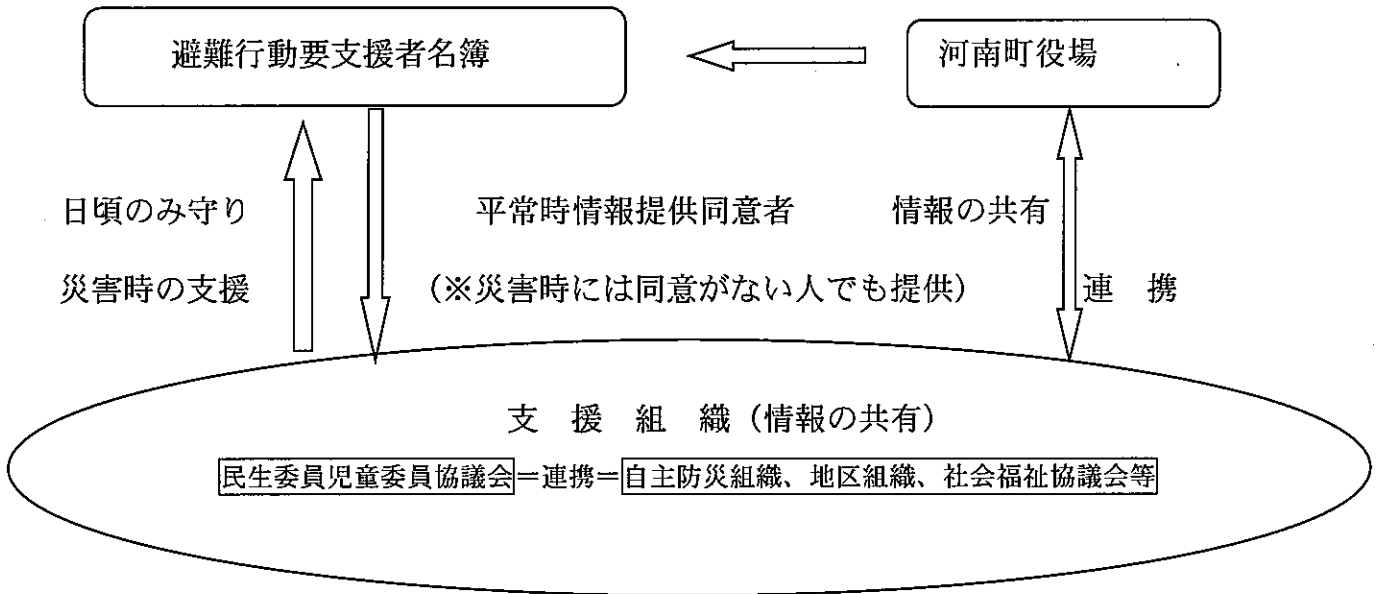
要支援者とは、一般的には高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦等をいい、その中には、医療機関への入院や施設への入所、又は家族と同居しているなど日常的に特定の人からの支援を受けられる状況にある人々も相当数含まれている。

この避難行動支援プランでは、家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の人々を対象として、重点的・優先的に進める。



避難行動要支援者名簿の掲載者であって、平常時から民生委員児童委員協議会（※3用語の説明）や自主防災組織（※4用語の説明）等の避難支援等関係者へ情報提供することに同意しない人には、町は民生委員児童委員協議会などの協力を得ながら情報提供の同意を働きかける。

② 避難支援体制



(2) 対象災害・地域

避難行動支援プランは、風水害、地震等全ての災害を対象とし、対象地域は、町全域とする。

5. 推進体制

町は、要支援者の避難支援業務を的確に実施するため、町地域防災計画の災害対策本部組織編成表に基づき設置する救助部（住民部、健康福祉部）に要支援者支援班（※5用語の説明）を置く。

要支援者支援班は、平常時から関係機関と連携し、要支援者の避難支援対策を推進する。

要支援者支援班

【位置付け】

平常時は、住民部、健康福祉部及び危機管理室による横断的なプロジェクト・チーム、災害時は、町災害対策本部の救助部内に設置する。

【構成】

平常時は、班長（福祉担当課長）、班員（住民部担当者、健康福祉部担当者）に加え危機管理室担当で構成するが、避難支援体制の整備推進に当たっては、民生委員児童委員協議会、自主防災組織、地区組織（※6用語の説明）、社会福祉協議会（※7用語

の説明)等の関係者の参加を得ながら進める。

災害時は、基本的に住民部と健康福祉部の部課長及び担当で構成する。

【業務】

平常時は、要支援者情報の共有化、避難行動支援プランの改定・策定、要支援者参加型の防災訓練の計画・実施等体制の確認・点検・広報を行う。

災害時は、避難準備情報等の伝達業務、避難誘導、安否確認・避難状況の把握、避難所における支援者等との連携・情報共有を行う。

また、避難所に設置される要支援者支援避難所班(救護班、被災者管理班等に含まれる場合もある)(※8用語の説明)との連携・情報共有、単独の避難所で対応できない場合の広域調整等を行う。

6. 関係機関等の役割

(1) 町の役割

① 町災害対策本部総務部(総合政策部、総務部、議会事務局)の役割

災害時には、町地域防災計画に基づき災害対策本部を設置し、被災状況の把握にあたりとともに、防災関係機関との連携による被害の拡大防止対策や災害応急対策を実施する。

<平常時>

- ア 住民部と健康福祉部と共に要支援者支援班を設置
- イ 避難行動要支援者名簿(※9用語の説明、様式1号)の副本を保管
- ウ 避難準備情報等の情報伝達体制の整備
- エ 支援者への情報提供同意書(様式2号)の副本を保管
- オ 要支援者の個別計画(様式3号)、個別計画付表(様式3-1号)の副本を保管
- カ 福祉避難所(※10用語の説明)の確保
- キ 要支援者の避難支援方法等の普及啓発及び避難支援訓練の実施
- ク 要支援者本人、家族、関係者に対する災害時への備えの普及啓発

<災害時>

ア 避難準備情報等の発令・伝達

イ 避難所の開設

② 町災害対策本部救助部（住民部、健康福祉部）の役割

避難行動要支援者名簿を作成し、災害時には、被災状況の把握に努めるとともに要支援者の安否確認、迅速な発見、保護に努める。また、避難所に相談窓口を設置するなど福祉ニーズの把握に努め、継続的な福祉サービス（※11用語の説明）に努める。

<平常時>

ア 危機管理室と共に要支援者支援班を設置

イ 避難行動要支援者名簿の作成、変更・修正、原本を保管

ウ 高齢者や障がいのある人等の要支援者に関する各種情報を防災担当部局へ提供

エ 避難行動要支援者名簿に掲載されている者に対し、民生委員児童委員協議会や自主防災組織などの避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の平常における情報提供が行えるようにするため、要支援者への情報提供同意書を郵送するとともに、民生委員児童委員協議会と連携し、情報提供の同意を得るために働きかける。

オ 要支援者への情報提供同意書の原本を保管

カ 要支援者の個別計画、個別計画付表の原本を保管

キ 福祉避難所の確保の協力

ク 関係機関と連携し、要支援者の避難支援方法等の普及啓発

ケ 関係機関と連携し、要支援者本人・家族・関係者に対する災害時への備えの普及啓発

<災害時>

ア 災害対策本部救助部内に要支援者支援班を設置

イ 避難・安否確認の状況把握

ウ 要支援者支援避難所班の設置並びに要支援者支援避難所班との連携した要支援者支援

エ 避難所（福祉避難所含む）の運営

オ 医療的ケア（※12用語の説明）が必要な要支援者が避難する避難所への看護師・保

健師の派遣

③ 町の施設（避難所）管理担当部局の役割

<平常時>

ア 避難所の施設管理者として、要支援者支援に関する避難所施設の物的資源等の状況確認

イ 避難所の要支援者支援に関する訓練・研修への協力

<災害時>

ア 要支援者支援に関する避難所管理上の調整

④ 町災害対策本部消防部（水防）の役割

災害の防除、警戒、鎮圧にあたるとともに、要救助被災者の救助・救出活動などを実施し、負傷者の救急搬送などを行う。

消防本部及び消防団は、災害の防除、警戒、鎮圧にあたるとともに、日頃の防災活動を活かした要救助被災者の救助・救出活動などを実施する。

<平常時>

ア 避難行動要支援者名簿、要支援者への情報提供同意書、要支援者の個別計画、個別計画付表の各副本を保管

イ 要支援者の避難支援体制整備への協力

<災害時>

ア 被災者の救援・救助

(2) 民生委員児童委員協議会の役割

要支援者に対する情報提供の同意の促進や個別計画作成援助の中心となる。

また、平常時には避難行動要支援者名簿等を適正に管理・調整し、災害時には、効率的な安否確認ができるよう、必要な情報の提供を町に行う。

<平常時>

- ア 情報提供同意者の避難行動要支援者名簿、要支援者への情報提供同意書、要支援者の個別計画（付表は除く）の副本を保管
- イ 避難支援者への情報提供同意書の同意促進
- ウ 要支援者の個別計画などの作成・変更・修正に関する町への協力並びに情報提供
- エ 要支援者との避難方法等の協議

<災害時>

- ア 要支援者への避難準備情報等の伝達の協力
- イ 要支援者の安否確認の協力

(3) 自主防災組織、地区組織の役割

自主防災組織、地区組織は、避難行動要支援者名簿の所轄する地域の名簿に基づいて次の事項を実施する。

<平常時>

- ア 避難行動要支援者名簿、要支援者への情報提供同意書の副本を保管

<災害時>

- ア 要支援者への避難準備情報等の適切な伝達
- イ 安否確認実施組織の設置・運営
- ウ 自主防災組織、地区組織に属する各団体に対する適切な情報伝達
- エ 要支援者の避難支援と安否確認

(4) 社会福祉協議会の役割

災害ボランティアセンター（※13用語の説明）を設置し、運営にあたる。

<平常時>

- ア 情報提供同意者の避難行動要支援者名簿、要支援者への情報提供同意書、要支援者の個別計画（付表は除く）の副本を保管
- イ 要支援者の個別計画などの作成・変更・修正に関する町への協力
- ウ 民生委員児童委員協議会及び町への協力並びに情報提供

<災害時>

- ア 災害ボランティアセンターの設置・運営

(5) 社会福祉施設、福祉サービス事業者の役割

日常の活動情報をもとに利用者の安否確認活動を実施する。

<平常時>

- ア 通所者（在宅要支援者）の個別計画などの作成援助、情報提供等
- イ 通所者（在宅要支援者）の避難支援（移動手段）への協力
- ウ 福祉避難所としての避難体制への協力

<災害時>

- ア 要支援者の受入
- イ 要支援者の避難支援（移動手段）への協力

第2章 要支援者情報の把握・共有、個別計画の作成

1. 避難行動要支援者名簿の作成

福祉担当部局は、把握している高齢者や障がいのある人等の要支援者に関する各種情報を基に地域防災計画の定めるところにより避難行動要支援者名簿を作成し、防災担当部局（危機管理室）及び消防本部と共有する。

(1) 避難行動要支援者名簿の目的

避難行動要支援者名簿は、以下の目的に限定し使用する。

- ア 要支援者の全体把握
- イ 要支援者の個別計画作成の基礎資料
- ウ 災害時の要支援者の避難支援及び安否確認

(2) 避難行動要支援者名簿の対象者

一般に、65歳以上の高齢者や障がいのある人等の要支援者については、自力で避難が可能な人や避難支援の必要性が少ない人も相当数含まれているため、町は被災リスクの高い

要支援者の支援体制を重点的・優先的に進めることとし、以下に規定する在宅の要支援者を対象として避難行動要支援者名簿を作成する。

	対 象 者	担 当
ア	要介護3以上の判定を受けている者（17頁「注1」参照）	福祉担当
イ	身体障害者障害手帳の1級、2級の交付を受けている者 ただし、体幹機能障害は3級、移動機能障害は3級、4級を含む（注2）	同 上
ウ	療育手帳制度のA判定の者（注3）	同 上
エ	精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者（注4）	同 上
オ	高齢者（65歳以上）のひとり暮らしの者	住民担当・福祉担当
カ	高齢者（70歳以上）のみの世帯の者	住民担当・福祉担当
キ	上記の他、自力での避難が困難で支援を希望する者	福祉担当 他

(3) 情報収集方法

福祉担当部局は、住民担当部局及び福祉担当部局において把握している情報を利用し、避難行動支援者名簿を作成する。

(4) 収集する内容

避難行動要支援者名簿は、以下の情報を記載するものとし、様式1号のとおりとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 郵便番号
- オ 住所又は居所
- カ 地区
- キ 電話番号その他の連絡先
- ク 避難支援等を必要とする理由
 - ・障がい、要介護、療育、難病の種別
 - ・障がい等級、要介護状態区分、療育判定等
- ケ その他

(5) 避難行動支援者名簿の管理・更新

町職員は、守秘義務を厳守し、施錠付きの保管庫に避難行動支援者名簿を保管するなど適正な情報管理を徹底する。また、毎年避難行動支援者名簿の更新を行う。

2. 避難支援者への情報提供同意書の作成

福祉担当部局は、避難支援者への情報提供同意書を郵送するとともに、これまで災害時の要支援者の避難支援体制づくりに取り組んできた民生委員児童委員協議会と連携し、情報提供の同意を得るために働きかける。なお、同意の意思については、変更のない限り自動継続とする。

3. 個別計画の策定方法

福祉担当部局は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿と合わせて、個別計画の策定を進めていく。また、平常時から要支援者と避難支援等関係者が、避難支援等の具体的な支援方法について入念に打ち合わせるよう、避難支援等関係者に協力を求める。

(1) 個別計画の内容

個別計画は、以下の情報等を記載し、災害時の避難及び避難所での生活の支援を円滑に進めるため、個別計画付表を様式3-1号として例示する。また、災害時の避難及び避難所での生活支援を円滑に進め、救急搬送時等に迅速に対応するために個別計画付表を策定する。

- ア 避難時に配慮しなくてはならない事項
- イ 同居家族等
- ウ 緊急時の連絡先
- エ 特記事項（普段いる部屋、寝室の位置等）
- オ 避難支援者情報
- カ 避難所等情報

(2) 個別計画の適正管理

個別計画の原本及び副本の保管にあたっては、施錠付きの保管庫に保管する等、情報管

理に十分配慮する。

(3) 個別計画の変更・修正

福祉担当部局は、民生委員児童委員協議会並びに関係機関の協力を得て、個別計画の内容について本人に確認する。内容に変更がある場合、保有する個別計画を修正する。

4. 避難行動要支援者名簿の提供、管理

(1) 避難行動要支援者名簿の提供先

避難行動要支援者名簿は、避難支援体制を整備するため、避難支援者への情報提供同意書における同意に基づき民生委員児童委員協議会、自主防災組織、地区組織、社会福祉協議会等に提供し共有する。

(2) 避難行動要支援者名簿等の適正管理

避難行動要支援者名簿及び避難支援者への情報提供同意書の原本は、福祉担当部局が保管し、副本は、町関係部局が保管する。避難行動要支援者名簿及び避難支援者への情報提供同意書の提供を受ける側は、個人情報の保護対策が不可欠であるため、町職員、民生委員児童委員、社会福祉協議会は法令等に基づく守秘義務を厳守するとともに、避難行動要支援者名簿等を保管する自主防災組織、地区組織は取り扱う者を予め決め、個人情報保護について誓約書（様式4号）を提出し、守秘義務の遵守に努めるものとする。また、個別計画、個別計画付表の原本は、福祉担当部局が保管し、副本は、町関係部局が保管し、情報提供同意のあった人の個別計画（付表は除く）のみは民生委員児童委員、社会福祉協議会と情報を共有する。なお、情報共有者は、避難行動要支援者名簿等を施錠付きの保管庫に保管するなど、情報の適正管理を徹底するものとする。

5. 福祉サービス事業者等の保有する情報の活用

福祉担当部局は、介護保険サービス事業者、障がい福祉サービス事業者等の保有する要支援者の居住状況等の情報を基に個別計画の変更・修正の取りまとめを行う。

避難行動要支援者名簿、個別計画の共有（平常時）

区 分		町			民生委員 児童委員 協議会	自主防災 組織、地 区組織	社会福祉 協議会	社会福祉施設、 福祉サービス 事業者
		福祉担当 部局	防災担当 部局	消 防 部局				
避難行動要支援 者名簿	共有	◎	○	○	△	△	△	*
避難支援者への 情報提供同意書	共有	◎	○	○	△	△	△	*
個別計画	共有	◎	○	○	△	×	△	*
個別計画付表	共有	◎	○	○	×	×	×	*

凡例： ◎＝原本 ○＝共有 △＝情報提供同意者のみ共有 ×＝共有なし

* 社会福祉施設、福祉サービス事業者においては、受け入れ予定者分のみの共有

第3章 避難誘導・安否確認体制の整備

1. 避難支援の実施体制

(1) 町における避難支援体制

要支援者の避難支援のため、災害時の業務実施体制や職員配置等の体制を整備する。

また、災害時に、要支援者支援班を中心に、防災情報等に基づき、早い段階で要支援者に対する避難支援体制を整えるとともに、避難が必要な段階に要支援者が避難支援を受けられない場合に備えて、同支援班の中に、要支援者避難支援窓口を設置し、避難支援要請等に対応する。

(2) 地域における避難支援体制

民生委員児童委員協議会、自主防災組織、地区組織及び社会福祉協議会は、災害発生時に、避難行動要支援者名簿及び個別計画により避難支援を実施するが、何らかの理由により支援が実施できないときは、要支援者支援班へ連絡することとする。

町、消防団、自主防災組織、地区組織等は、地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深め、地域ぐるみの避難体制の整備に努めるものとする。

なお、要支援者の居宅の家屋が倒壊している等、自主防災組織、地区組織等が対応できない場合は、要支援者支援班へ連絡し、救出救助を求めるものとする。

(3) 社会福祉施設等の避難支援体制の整備

社会福祉施設等においては、町から提供される防災情報等に基づき、平常時より、要支援者の受入れや移動支援など避難支援体制の整備に努め、避難準備情報等の発令の際は、迅速・確実な避難支援を行うものとする。

(4) ボランティア等との連携

社会福祉協議会は、災害ボランティアセンターを開設し、避難支援におけるボランティア等との連携に努めるとともに、特に、被災現場での支援活動経験のあるボランティア等との連携に配慮する。

2. 情報伝達体制の整備

(1) 要支援者への情報伝達

町は、防災行政無線のほか、衛星携帯電話、FAX、電子メール、放送事業者、広報車等様々な手段を確保し、要支援者へ避難準備情報等の防災情報を提供する。特に、聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービス（※14用語の説明）の活用を推進する。

また、発令された避難準備情報等が要支援者を含めた住民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等双方向を基本とする地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。

<情報伝達手段>

ア 防災行政無線の活用

イ 衛星携帯電話の活用

ウ FAXの活用

エ 電子（携帯電話・パソコン）メール（災害情報配信サービス）の活用

オ 放送事業者への情報提供

カ 広報車・消防団等による広報

(2) 避難支援を行う自主防災組織、地区組織等への情報伝達

町は、様々な情報伝達手段を使って避難支援を行う自主防災組織、地区組織等へ避難準備情報等の防災情報を伝達する。

(3) 避難支援関係機関への情報伝達

町は、社会福祉施設等の避難支援関係機関が要支援者支援体制を速やかに整えられるよう避難支援関係機関へ防災情報を積極的に提供し、要支援者支援体制の確保に努める。

3. 要支援者の避難支援方法等の普及

町は、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、福祉サービス提供者、障がい者団体（※15用語の説明）等の福祉関係者、地域住民、自主防災組織、地区組織等に対し、要支援者情報の収集・共有や避難行動支援プランの必要性、管理方法、要支援者の状況に配慮した避難支援方法等について、説明会や研修会、広報紙、ホームページ等を通じて普及を図る。

4. 避難支援訓練の実施

町は、要支援者の避難支援に関係する機関と協力・連携し、町防災訓練等において要支援者の避難支援訓練を実施する。

5. 安否確認情報の収集体制

(1) 要支援者の安否情報の収集

安否情報の収集については、避難所において実施するが、親戚宅や知人宅に避難し、避難所に避難しない要支援者も想定されることから、避難所においてだけでは安否情報の収集は難しいと考えられるため、町は、要支援者支援班による安否情報収集窓口を設置し、要支援者の安否情報を収集する。

(2) 避難支援を行う自主防災組織、地区組織等からの報告

避難支援を行う自主防災組織、地区組織等は、要支援者を避難先へ移送した場合や要支援者の親戚宅等への避難情報を得た場合等は、要支援者支援避難所班又は安否情報収集窓

口に報告するものとする。

第4章 避難所等における支援体制

1. 避難所等における要支援者支援体制

(1) 開設の周知

町は、防災情報に基づき、早期に避難所の開設を行う。開設にあたっては、様々な情報伝達手段により住民への周知を図る。

(2) 要支援者支援避難所班との連携

町は、要支援者支援班が中心となり、自主防災組織、地区組織等の協力により各避難所に設置される要支援者支援避難所班と連携し、避難所において必要となる要支援者支援に関する相談や要支援者のニーズ等に対し、連携して支援を実施する。

(3) 支援体制

要支援者支援班は、平常時から、自主防災組織、地区組織や福祉関係者の協力を得て、各避難所において要支援者支援避難所班に従事する者の確保に努めるとともに、施設管理者、自主防災組織、地区組織、福祉関係者等と協働して、施設の状況、要支援者に配慮した利用方法等について確認し、改善に努める。

(4) 優先的支援の実施

要支援者支援避難所班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、障がいの種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき要支援者について優先的に対応するものとする。

2. 福祉避難所

(1) 福祉避難所の確保

町は、通常の避難所では避難生活が困難な要支援者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要支援者の利用に適した社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の確保に努める。

また、避難行動要支援者名簿や個別計画の作成を通じ、福祉避難所へ避難する必要がある者の概数を把握し、必要となる福祉避難所の確保に努める。

(2) 設置・運営等

町は、福祉避難所の円滑な運営のため、施設管理者との連携や施設利用方法の確認等を行う。

〔用語の説明〕

* 1 要支援者

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。

* 2 要配慮者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

* 3 民生委員児童委員協議会

民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねる。地域住民の生活状況の把握、要支援者の自立への相談援助・助言、その他福祉関係行政機関への協力などを行う。協議会は、民生委員児童委員の連絡調整を図るために組織されたもの。

* 4 自主防災組織

地震、風水害、火災等の発生に備え、住民が連携協同して被害を防止、軽減、予防するため住民が自主的に結成した組織。

* 5 要支援者支援班

災害時要支援者の支援のため、町に設置する部局横断的な対策班。平常時は、住民担当部局と福祉担当部局の横断的なプロジェクト・チームであり、災害時要支援者支援体制の整備などの検討、調整、訓練の企画を行い、災害時は、災害対策本部の中の救助部門に設置し、災害時要支援者の避難や避難後の支援などの業務を行う。

* 6 地区組織

地域の実情に応じた各地区におけるコミュニティ組織。

* 7 社会福祉協議会

住民の福祉向上を目的として、地域住民、公私の福祉関係機関・団体により構成された社会福祉法人。社会福祉法において、社会福祉協議会が地域福祉推進の核として位置づけられている。

* 8 要支援者支援避難所班

避難所における災害時要支援者のニーズの把握や支援を検討するため、各避難所に設置される活動班の一つで、要支援者用窓口の設置や要支援者の避難状況の把握、要支援者の状況・ニーズの把握等を行う。避難所に設置される活動班の「救護班」や「被災者管理班」等に含まれる場合がある。

* 9 避難行動要支援者名簿

要支援者避難支援の基本となる要支援者の情報で、福祉担当部局等が、自ら把握している高齢者、障がいのある人等の要支援者に関する各種情報をもとに、自力避難が困難と考えられる一定程度の人について作成する名簿。

* 1 0 福祉避難所

通常の避難所では避難生活が困難な要支援者のための避難所として、施設がバリアフリー化されている等、要支援者の利用に適した避難所。

* 1 1 福祉サービス

生活上の困難や障がいに対して、その解決や緩和を目的として展開される活動。

* 1 2 医療的ケア

この計画においては、たん吸引や経管栄養の管理等、医師や看護師等の有資格者でなければ処置ができないことを想定する。

* 1 3 災害ボランティアセンター

被災地とボランティア活動の調整のコーディネイトを担い、地域の復興につなげていく組織。

* 1 4 携帯電話メール機能による災害情報配信サービス

地域向けメール配信システム「河南町安全・安心メール」を利用し、要支援者に避難準備情報等を電子（携帯電話・パソコン）メールで配信するサービス。

* 1 5 障がい者団体

手話や点字等、障がい者の生活支援や福祉向上に取り組んでいる団体。

注 1

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する要介護認定において、要介護3以上の認定を受けている者

注 2

身体障害福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表による者

注 3

「療育手帳制度について」（昭和48年9月27日厚生省発第156号事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者で、療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日厚生省児童家庭局通知）に規定する程度区分のうちAの判定を受けている者

注 4

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の1級の交付を受けている者

避難行動要支援者名簿

(平成 年 月 日現在のデータを使用)

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所又は居所	地区	電話番号 その他の連絡先	避難支援等を必要とする事由		その他
								要介護、身体障がい、療育、精神障がい、高齢者ひとり世帯、高齢者世帯、その他		

避難支援者への情報提供同意書

フリガナ			
氏名			
生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	性別 男・女
住所	河南町		
地区			
避難支援等を必要とする事由	<input type="checkbox"/> 介護保険の認定を受けている <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 障がいの部位() <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> ひとり暮らしの高齢者(65歳以上) <input type="checkbox"/> 高齢者(70歳以上)のみの世帯 <input type="checkbox"/> その他(支援理由:) 【本人・家族の要望事項】		
電話番号	- -	FAX番号	- -
携帯電話番号	- -	メールアドレス	

福祉の推進並びに災害時の支援体制づくりのため、平常時より住民部局・福祉部局・防災部局・消防部局・避難支援等関係者(民生委員児童委員協議会、自主防災組織、地区組織、社会福祉協議会)に町で保有する避難支援等を必要とする事由(氏名、生年月日、性別、住所、避難支援等を必要とする事由、連絡先等)を情報提供することに

同意します
 同意しません(理由: 家族等の避難支援有 自力避難可)
 趣旨を十分理解した上で、同意しません

平成 年 月 日

氏名 _____

(※1)代理人署名欄・続柄 _____

※1 本人が「自書できない」「未成年である」などの場合は、代理人の署名が必要です。

※2 同意の意思について、変更の申出がない限り自動継続とします。

個別計画

避難時に配慮しなくてはならない事項	(あてはまるものすべてに☑) <input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞こえにくい) <input type="checkbox"/> 物が見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解がむずかしい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔を見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他
	※特記事項(あてはまるものに1つ☑) 1. 階段の昇り降りについて <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> 支えが必要 <input type="checkbox"/> 手すり <input type="checkbox"/> 杖など <input type="checkbox"/> 何も使わない 2. 屋外の移動について <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> 電動いす <input type="checkbox"/> 車いす <input type="checkbox"/> 杖など <input type="checkbox"/> 何も使わない 3. コミュニケーションの不安について <input type="checkbox"/> 視力 <input type="checkbox"/> 聴力 <input type="checkbox"/> 意思の伝達 <input type="checkbox"/> 指示への理解 <input type="checkbox"/> 不安はない

同居家族等	人
家族構成	

緊急時の連絡先 ①	フリガナ	
	氏名(団体名)	(本人との続柄)
	住所	
連絡先	電話番号1:	電話番号2:
	メールアドレス:	その他:

緊急時の連絡先 ②	フリガナ	
	氏名(団体名)	(本人との続柄)
	住所	
連絡先	電話番号1:	電話番号2:
	メールアドレス:	その他:

避難支援者情報 ①	フリガナ	
	氏名(団体名及びび代表者)	(本人との続柄)
	住所	
連絡先	電話番号1:	電話番号2:
	メールアドレス:	その他:

避難支援者情報 ②	フリガナ	
	氏名(団体名及びび代表者)	(本人との続柄)
	住所	
連絡先	電話番号1:	電話番号2:
	メールアドレス:	その他:

上記の避難支援者情報はわかる範囲で記入してください。不明な場合は空白としてください。

【特記事項】 (普段いる部屋、寝室の位置)	(例: 普段いる部屋=1階西側居室、寝室=2階東側寝室)
--------------------------	------------------------------

避難所	小学校・中学校 公民館 その他()	幼稚園・保育園 集会所
-----	--------------------------	----------------

平成 年 月 日

この個別計画の情報について、住民部局・福祉部局・消防部局・防災部局・消防部局・避難支援関係係(民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会)に提供することに同意します。

住所

氏名

(※1) 代理人署名欄・続柄

※本人が「自書できない」「未成年である」などの場合は、代理人の署名が必要です。

※この情報を基に避難支援関係者と災害時の避難方法を打ち合わせさせていただきます。
また、避難支援関係者のうち自主防災組織、地区組織にはこの情報は提供しません。

個別計画付表

この情報は、平常時、町で管理し、避難支援者等関係者には開示しません。この個別計画付表は、災害時の避難及び避難所での生活の支援を円滑に進め、また、救急搬送時等に迅速に対応するためにお聞きする項目です。差し障りのない範囲で記入してください。

基本情報項目票 [医療的ケア 必要 有・無]

写真 (3cm×4cm) ※できるだけ、写真をお 貼りください	介護認定	要支援	1・2	要介護	1・2・3・4・5	
		状態	虚弱・寝たきり・認知症・その他()			
	身体障害	肢体・内臓疾患・視覚・聴覚 1・2・3・4・5・6				
	精神障害	1・2・3				
	療育	A・B1・B2				
	他	特定疾患 (有・無)		その他		
氏名			性別	男・女	生年月日	年 月 日
住所	河南町			電話番号		
血液型	A	B	O	AB	Rh式(+・-)	F A X
かかりつけ医						
病院・医院名	診療科	主治医		住所	電話番号	
担当ケアマネジャー	ケアマネ氏名	事業所名			連絡先	
備考						

* 裏面も記入。

特記事項・必要な対応		
発作	無・有 → 状態（全体発作・部分発作） 対応（病院連絡・見守り）	
持病	無・有 →	病名
		症状
アレルギー	無・有 →	アレルギー
		注意点
内服薬 ※病院や薬局が発行した薬剤情報を添付していただいても構いません。（入手先も記載）	() 注意点:	入手先
	() 注意点:	入手先
	() 注意点:	入手先
	() 注意点:	入手先
補装具等 人工呼吸器等を含む	有・無 種類	入手先
移動	1人でできる・介助が必要 補助具使用（杖・歩行器・シブカー・車椅子）	
	注意点:	
食事	1人でできる・介助が必要（全介助・一部介助）	
	食事形態：普通食・きざみ食・とろみ食・ミキサー食・経管栄養	
	注意点:	
排泄	1人でできる・介助が必要	
	和式便器で可・洋式便器が要・障害者トイレが要・オムツ使用	
	注意点:	
着替え	1人でできる・介助が必要	
	注意点:	
入浴	1人でできる・介助が必要	
	注意点:	
意思伝達	話し言葉・手話・筆談・その他（ ）	
	注意点:	
その他		

さし障りのない範囲で記入してください。有難うございました。

平成 年 月 日

河南町長 様

誓 約 書

避難行動要支援者名簿は、災害時の避難支援に役立てるため、記載事項の適正な取扱いを確保し、厳重に管理を行うとともに、下記事項を遵守し、その利用を災害時の要支援者の支援の目的のみに使用することを誓約します。また、その職を退いた後も同様、その情報を一切漏らしません。

記

- 1 要支援者の情報は、第三者への漏洩防止のため、責任を持って保管場所(施錠可能なところ)を定め保管すること。
- 2 不特定多数の人が開閉可能な場所を保管場所として定めないこと。
- 3 要支援者の情報については、複写、複製、書き取りを一切しないこと。また、パソコンその他の情報機器への入力を一切しないこと。

住 所 _____

氏 名 _____

㊞

住 所 _____

氏 名 _____

㊞

住 所 _____

氏 名 _____

㊞

住 所 _____

氏 名 _____

㊞

※避難行動要支援者名簿を取り扱う方が署名・押印してください。